

四日市市上下水道局管理規程第1号

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局事務専決規程（昭和63年水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第5条関係）				
共通事項				
〔1〕 一般的な事項				
事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
(略)				
17 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> に基づく次の事務				
(1) 個人情報取扱事務の届出に関すること。		○		
(2) 個人情報の開示、訂正、削除及び中止の決定に関すること。		重要	軽易	
(略)				

改正前				
別表第1（第5条関係）				

共通事項

〔1〕 一般的な事項

事項	管理者	専決区分		
		部長	課長	備考
(略)				
17 <u>四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）</u> に基づく次の事務				
(1) 個人情報取扱事務の届出に関すること。		○		
(2) 個人情報の開示、訂正、削除及び中止の決定に関すること。		重要	軽易	
(略)				

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)